平成２３年（フ）第８６１号
千葉県習志野市大久保３丁目12番10―607号
債務者　竹内　正和
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　　敬
4　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８７９号
千葉市花見川区南花園２丁目９番19―203号
債務者　安井　　均
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉渕　　満
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７７号
長野県上田市長瀬617番地
債務者　山岸　常昭
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　友則
4　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３０５号
三重県いなべ市大安町石榑東1913番地　オレンジハイツ205号
債務者　野口　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾市　淳二
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７８６号
千葉県市原市光風台１丁目213番地
債務者　村山　佳子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木淳一
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７９４号
千葉県習志野市新栄１丁目３番10―507号
債務者　北浦　賢二
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　拝師　徳彦
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８７５号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目７番12号　ライオンズステージ幕張本郷302号
債務者　齊藤　穂積
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　浩介
4　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７７号
三重県伊勢市岩渕３丁目５番３号
債務者　藤村　隆秀
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
三重県伊勢市大湊町513―92　中井裕美方、住民票上の住所三重県伊勢市川端町214番地１
債務者　北本　則行
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
盛岡市南仙北１丁目20番14号
債務者　中村　清孝
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　卓美
4　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７５号
三重県伊勢市小俣町元町621番地
債務者　濱口　幸生
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
新潟市東区中山２丁目７番17号　グーデンハウゼ102号
債務者　大関　勝之
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水内　基成
4　破産債権の届出期間　平成23年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午後２時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３０号
鳥取県鳥取市徳吉272番地１　市住Ｒ10―21号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂３丁目４番27号
債務者　山根　典子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　康明
4　破産債権の届出期間　平成23年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７号
広島県安芸高田市甲田町高田原1371番地16、前住所広島県安芸高田市甲田町高田原2240番地14
債務者　迫田　　晃
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　破産債権の届出期間　平成23年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
広島地方裁判所三次支部